

- 1 確認申請書に記載すべき内容は、専用水道にあつては法第33条並びに同施行規則第53条及び第54条に示されているとおりであるが、そのほか次の諸点によるものとする。
- 2 「主要な水理計算」に記載すべき内容は、取水施設から配水幹線の末端にいたる次の工種に関する水理計算（規模・客土・型式決定の根拠及び損失水頭の計算）の結果及び計算方法の概要を記載すること。
- 3 「主要な構造計算」に記載すべき内容は、主要構造物の主要部材の応力計算の結果及び計算方法の概要並びに断面算定の結果及び算定方法の概要を記載すること。
- 4 「図面及び地図」は次によること。
 - 1 図面に関する一般的注意事項
 - a 図面の日録をつけること。
 - b 建設省国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、図面実測図（航空写実による地形図を含む。）であること。
 - c 縮尺は次号以下にのべる括弧内のものを用い、計画給水人口二万人以下のものは、おおむね括弧内の左の縮尺によること。
 - d 各図面の右隅には図面番号、事業名、表親、縮尺、事業者名を記載すること。
 - e 既設と拡張血印分は色分けまたは線の太さ、種類を変える等により明確に区分すること。
 - f 図面中に記載する施設の名称は、水道法並びに日本水道協会編纂の水道施設設計指針・解説に用いられている用語を使用すること。
 - 5 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を示した給水区域を明らかにする地図
（10000分の1～25000分の1）
 - 6 水道施設の位置を明らかにする地図
（10000分の1～25000分の1）
これは取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、配水幹線、ポンプ場等の主要施設の配置を明示したものであること。
 - 7 水源の周辺の概況を明らかにする地図
（1000分の1～5000分の1）
 - 8 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図は次によること。
 - a 取水塘、浄水場、配水場等の一般平面図
（500分の1～1000分の1）
 - b 主要な水道施設の水位高低図
（縦100分の1または200分の1、横任意）
 - c 主要構造物の一般図

(100分の1 ~ 500分の1)

d 主要構造物の構造詳細図

(10分の1 ~ 100分の1)

- 9 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図(1000分の1 ~ 10000分の1)及び縦断面図(縦200分の1 ~ 400分の1、横1000分の1 ~ 5000分の1)
- 10 拡張の場合は、既設水道施設の概要図
- a 取水場、浄水場、配水場の平面図
(500分の1 ~ 1000分の1)
- b 導水、送水及び主要な配水管の平面図
(1000分の1 ~ 10000分の1)
- 11 その他申請に関する注意事項
- 1 「水源の水量の概算」には、表流水にあつては河川濁水量を、また地下水にあつては揚水試験結果、土質柱状図による等、具体的に水量の确实性を説明したものであること。
- 2 「工事設計書に記載すべき水質試験結果」は、新たに設ける水源は勿論、既設水源についても、水質が最も低下する時期の試験結果を記載すること。